

第 2 1 節 防災知識普及計画

関係機関	各課共通
------	------

災害発生時に防災活動を円滑に実施するため、各々の防災体制の強化と併せて、職員への防災教育を充実するとともに、防災関係機関と相互に密接な連携を保ち、単独又は協力して住民に防災の知識を普及し、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

第 1 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災関係施設等の見学並びに危険地域等の現地調査の実施
- (3) 防災活動マニュアル等の配布

2 教育の内容

- (1) 市地域防災計画の内容
- (2) 市の防災体制と各自の任務分担
- (3) 災害時の参集方法
- (4) 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識
- (5) 災害の種別ごとの特性
- (6) 過去の主な被害事例
- (7) 防災に関する一般的知識と技術
- (8) 防災関係法令の周知
- (9) その他必要な事項

第 2 市民に対する防災知識の普及

市民の防災知識の高揚を図るため、学校教育、社会教育を通じて、あらゆる広報媒体により主に次により防災知識の普及徹底を図る。また、外国語版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

1 普及方法

- (1) 広報「いずみ」に掲載するほか、回覧板、パンフレット(チラシ、ポスター)等の配布
- (2) 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- (3) 防災ビデオ等の貸出し
- (4) 防災マップの配布
- (5) 講習会、講演会、座談会等の開催
- (6) 防災訓練の実施促進
- (7) 広報車による広報

2 普及内容

風水害、大火、地震など、災害の種別ごとに特徴をとらえ、市民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及する。

平 素 の 心 得	災 害 時 の 心 得
家屋等の点検、室内の整理点検 火災の防止 応急救護の習得 2～3日分の食料・飲料水・生活物資の備蓄 非常持ち出し品等の準備 避難地、避難経路、避難所の確認、家族等の連絡方法の確認 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性 自主防災組織の結成及び参加	身の安全の確保方法 情報の入手方法 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 自家用車の使用自粛等の注意事項 災害時要援護者への支援 初期消火、救出救護活動 心肺蘇生法、応急手当の方法 避難生活に関する知識

第3 学校等に対する防災知識の普及

学校教育活動の中で防災に関する事項を取り上げるほか、防災訓練を実施し、必要な知識の普及及び意識の啓発に努める。

1 普及方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの利用
- (3) 特別活動等を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用

2 普及内容

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

防災上重要な施設の管理者（危険物保安監督（取扱）者及び防火管理者等）に対して災害に関する知識の普及及び防災教育を実施するため、年1回以上講習会を開催し、その資質の向上を図るとともに、特に地震発生時等における出火防止、初期消火、避難など災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

第5 災害時要援護者に対する啓発

- 1 市及び防災関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼び掛け、避難路の確認等について周知する。
- 2 日常の心得や災害時の避難方法等の防災知識の普及に努める。

第6 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。